

令和5年12月佐川町議会定例会会議録(第4号)

招集年月日 令和5年12月14日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和5年12月14日 午前9時宣告

開 議 令和5年12月14日 午前9時宣告(第7日)

応招議員	1番	齋藤 光	2番	岡林 哲司	3番	山本 和輝
	4番	田村 幸生	5番	橋元 陽一	6番	宮崎知恵子
	7番	西森 勝仁	8番	下川 芳樹	9番	坂本 玲子
	10番	森 正彦	11番	松浦 隆起	12番	岡村 統正
	13番	永田 耕朗	14番	藤原 健祐		

不応招議員 な し

出席議員	1番	齋藤 光	2番	岡林 哲司	3番	山本 和輝
	4番	田村 幸生	5番	橋元 陽一	6番	宮崎知恵子
	7番	西森 勝仁	8番	下川 芳樹	9番	坂本 玲子
	10番	森 正彦	11番	松浦 隆起	12番	岡村 統正
	13番	永田 耕朗	14番	藤原 健祐		

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	片岡 雄司	町 民 課 長	山本 壽史
副 町 長	田村 正和	病院事業副管理者兼事務局長	宮本 福一
教 育 長	濱田 陽治	健康福祉課長	岡崎 省治
会 計 課 長	吉野 利香	教 育 次 長	廣田 春秋
総 務 課 長	片岡 和子	産業振興課長	下八川久夫
まちづくり推進課	岡田 秀和	建 設 課 長	吉野 広昭
税 務 課 長	真辺 美紀	農業委員会事務局長	森田 修弘

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 藤本 雅徳

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	な し
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和5年12月佐川町議会定例会議事日程〔第4号〕

令和5年12月14日 午前9時開議

- 日程第1 議案第66号 令和5年度佐川町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第2 議案第67号 令和5年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第3 議案第68号 令和5年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第4 議案第69号 令和5年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議案第70号 令和5年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第71号 佐川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第72号 佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第73号 特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第74号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第75号 佐川町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第76号 佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第77号 佐川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第78号 佐川町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第79号 佐川町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 15 議案第 8 0 号 佐川町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について
- 日程第 16 議案第 8 1 号 佐川町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例
の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 17 議案第 8 2 号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第 18 発議第 3 号 子どもたちのために保育士配置基準の引き上げを求
める意見書
- 日程第 19 議員派遣について
- 日程第 20 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

令和５年１２月佐川町議会定例会追加議事日程（第４号の追加１）

令和５年１２月１４日　　午前９時開議

日程第１　　議案第８３号　令和５年度佐川町一般会計補正予算（第６号）

議長（松浦隆起君）

おはようございます。定刻になりました。ただいまの出席議員数は 14 人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第 1、議案第 66 号、令和 5 年度佐川町一般会計補正予算（第 5 号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

7 番（西森勝仁君）

おはようございます。7 番、西森勝仁です。

それでは私から補正予算案につきまして、6 点ほどお尋ねをいたしますが、これは全て委託費と補助金であります。この中には先程の議案の説明会の時に説明いただいたものと、重複する部分があることは承知しておりますけれども、改めてよろしくお尋ねをいたします。

まず、予算書の 17 ページ。総務費 2、3、1、12 委託料に、価格高騰重点支援給付金システム対応業務委託料、そして 249 万 5 千円。次に 19 ページの民生費、3、1、7 の 12 の委託料にシステム改修委託料として 302 万 5 千円。次に 21 ページの民生費、3、3、3、12 の委託料に乳幼児・児童費医療システム改修委託料として 40 万 3 千円、それぞれが計上されているわけですが、今の時代、このシステム改修という言葉は頻繁に出てくるわけでありまして、耳慣れた言葉にはなっておるわけであります。

しかし、悲しいかな、私のようなアナログ人間にとりましては、改修ということであるので、修繕ではないことぐらいはわかるわけですが、具体的に言うたらどんなことをするのかよくわかりません。そこで住民に聞かれても、全くご説明をようしない。

そこでお尋ねするわけですが、これらの業務はどこに委託して、何をどこでどんなふうな作業をするのか。その作業員というか、オペレーターというか、そういう人たちはこの佐川の役場に来て作業をしてくれるのか、あるいは今流行りのリモートとかいうもので遠隔操作で出来るものなのか。これについてそれぞれ答弁を願います。

次に 26 ページ。5、1、7 の山村振興費、18 節の集落営農支援事業補助金、483 万円ですが、これはどういう事業でどこに補助

されるものなのか。また、事業主体はどこなのか。

次に 27 ページ。5、2、2 の林業振興費の 12 節、委託料に木製品制作委託料として 66 万が計上されているわけですが、議案の説明の時に聞いた話では、おもちゃ美術館の木のおもちゃを制作する、こういう話だったと思うわけですが、どんなものをどれだけ制作するのか。最後に同じく 27 ページ、6、1、1 の商工振興費の 12 節、委託費に町観光業務及び P R 業務委託料 143 万円なるものが計上されていますが、これもどこへ委託してどういうことをするのか、以上 6 点についてお尋ねします。

税務課長（真辺美紀君）

お答えします。私からは補正予算書 17 ページ、一般会計補正予算書 17 ページの 2 款、1 項、11 目、新型コロナウイルス対策費、12 節、委託料、価格高騰重点支援給付金システム対応業務委託料、249 万 5 千円の金額について説明をさせていただきます。

これは今回 11 月の 2 日に閣議決定をいたしました、経済対策で非課税世帯に 7 万円の給付金を支給するためのシステム改修の費用になります。まずちょっと金額について説明をさせていただきます。

この 11 月上旬に国が 7 万円の給付の発表した時にはまだ詳細が決まっておらなかったもので、システム改修にかかる費用は概算での見積もりによる、予算要求とさせていただいておりました。その後国の方から詳細が示されまして、再度見積もりをいただきましたところ、138 万 6 千円となりましたので、この 138 万 6 千円の分で内訳を説明させていただきます。

まず、委託先は本庁の基幹システムの委託業者である、R K K C S でございます。作業内容は、基準日である 12 月 1 日時点の住民基本台帳の情報を取り込む、同じく 12 月 1 日時点の課税情報を取り込む。また、過去に実施した給付金の支払い口座の情報を取り込む。このような処理を行う機能を本社の方で作っていただき、テスト処理を行った後、データセンターから遠隔で佐川町に提供をいただくものでございます。以上でございます。

町民課長（山本壽史君）

おはようございます。私の方からは先程議員がおっしゃいました、3、1、7 の 12 委託料、12 節とありますが、システム改修委託料と言っておりましたので、その上にあります、申し訳ございません。19 ページになります、2、3、1 の住民戸籍住民基本台帳費の 12 節

の委託料のことかと思いますので、それについてご説明いたします。

19 ページになります。まず、この3つございますけど、3つの委託料につきましては、新たなシステムを導入するものではなく、既存システムを改修するものでありまして、現在利用している業者に業務を委託するものでございます。上から順番にご説明いたします。

まず一つ目、システム改修委託料につきましては、マイナンバーカードの件名へ住民基本台帳の移動内容を印刷する際に、変更事項が長くなりますと、1行に収まらなくなるためにですね、2行に折り返して印刷するようにできるよう改修するものであります。また現在使用しております専用のプリンターが鮮明に印字出来なくなっていることから、この専用プリンターの入れ替えもあわせて行うものです。委託先としましてはR K Kコンピューターサービス。委託内容につきましては、事業数変更対応への改修、それから専用プリンターの調達、そしてプリンター動作の確認で、すべて1人役となっております。プリンター動作の確認を含めまして、すべてデータセンター等より遠隔操作で操作で実施いたします。

二つ目の戸籍附票システム改修委託料につきましては、住民基本台帳システムから戸籍附票システムへ、ふりがなデータを取り組むための改修となっております。これは令和8年度までにかけて実施されます、戸籍へふりがなを追加する法改正へ対応するためのものでございます。委託先としましては、富士フィルムシステムサービス株式会社で、委託内容としましては、ふりがなの仮登録の機能を構築、要件の定義、システム構成用の設計、クラウド環境構築、そして稼働確認作業でございます。全ての作業が1人役となっており、委託先から遠隔操作で実施いたします。

そして三つ目の戸籍システム委託料につきましては、戸籍システムにおきまして、全本籍人に対して、ふりがなを確認するための通知書を作成できるようにするための改修で、これにつきましても、令和8年度までにかけて実施されます、戸籍へふりがなを追加する法改正へ対応するものでございます。委託先としましては、富士フィルムシステムサービス株式会社。委託の内容につきましては、ふりがな通知出力の機能の構築、要件定義、システム構成設計、クラウド環境構築、そして稼働確認作業で、ふりがな通知出力の機能構築につきましては1人役、それ以外の業務につきましては0.5人役となっております。また、委託、これにつきましても委託先から遠

隔操作で実施することとなっております。以上でございます。

健康福祉課長（岡崎省治君）

私の方からは一般会計補正予算書の 21 ページになります、3 款、3 項、1 目の乳幼児児童医療費システム改修委託料 40 万 3 千円についてご説明をさせていただきます。

この内容につきましては、来年の 4 月から子供の医療費助成について、15 歳から 18 歳まで引き上げるためのに伴うシステム改修となっております。委託先は R K K C S となっております。この作業の内容につきましては対象年齢が引き上がりますので、それに伴います医療費助成の創出予定日及び有効期間算出の設定の変更、それから有効期間算出処理の年齢拡大に伴う対応となっております。作業といたしましてはシステム設計開発これについては本社の方で行っていただくということになって、あとテスト、セットアップ等については本社からからのリモート対応ということを伺っております。全体としては任役として 4.1 人日役ということで見積もりをいただいております。以上です。

産業振興課長（下八川久夫君）

私からは、補正予算書 25 ページの 5 款、1 項、7 目、18 節の補助事業と、27 ページ、5 款、2 項、2 目、12 節の委託料についてご説明をさせていただきます。

まず、25 ページの 5 款、1 項、7 目、18 節補助事業につきましては、集落営農組織に対する支援、集落営農組織の活動を支援する補助事業となっております、今回は農機の格納庫整備を予定しております、農事組合法人とぴあとかのに対する補助金となります。

続きまして 27 ページ、5 款、2 項、2 目、12 節の委託料につきましては、おもちゃ美術館の木の玉プールに入れる、木の玉千個を追加で制作するものとなっております。

委託先につきましては、高知県内の木材加工業者で組織しております、高知県木製品工業連盟、すいません。高知県木製品工業連合協同組合に委託を予定しております。以上です。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。私の方からは補正予算書 27 ページ、6 款、1 項、1 目、12 節委託料、町観光業務及び町 P R 業務委託料、143 万円につきましてご説明をさせていただきます。この委託につきましては佐川観光協会の方へ委託するものというふうになっておりまして、この観光ガ

イドブックの増刷というふうになっております。

年度当初、当初予算の方で2万部の方を増刷しておりましたが、4月以降、11月末現在で14万人を超える観光客の方が来られておりまして、それに伴いまして、2万部増刷するための補正予算というふうになっております。以上でございます。

7 番（西森勝仁君）

それぞれ担当課長から丁寧なご説明をいただいたので大体はわかりましたけれども、ただいまの説明によりますとこの電算相当の修復業務につきましてはR Kと富士フィルムシステム、ここに委託をするということで、これは了解をいたします。

ただこうしたところから取る見積もりといいますか、見積書なんですけれども、こうしたところはいわゆる専売特許的なところが、ありまして対抗見積もりは取れない、こういうのが実態ではなかろうかと思うのであります。だから信用をする、以外はないと。

税務課長の方からも説明が修正というか、説明がありましたけれども、240万ぐらい組んでたのが100万ぐらい改めて情報を整理して依頼する時には安くなったという説明をいただきましたがそれはそれで非常にいいと思います。

R K Kというのは皆さんご承知のことではあるかと思いますが、高知で言えばR K C、高知放送というのと同じようなもので、このRというのは、これは頭文字のラジオ、熊本、熊本放送が本体の会社であるようですので、どちらかというところ、利益追求オンリーということではなく、良心的な公益性の高い会社ということにはなりはしないかと思えます。

先程税務課長の方から、100万くらい安く、また見積もりが届いたということでもわかると思います。しかし、何といたっても悪く言えば、いつまでも業者の言いなりというか、業者1枚の、1社の見積もりということ。これは仕方がないことではあります。こういった作業というのは佐川町が単独でやるわけではなくって、全国の自治体が一律同じような作業をするわけでありますので、近隣町村とも情報交換をして、安いか高いか、適正な価格なのか、これをチェックする必要があると思うが、こういうことがされているのかどうか、適正な価格と認識しておられるのかどうか、再度お尋ねをしたいと思います。

次に集落営農のこの農機具格納庫につきましては理解ができます。

承知いたしました。

林業振興費のおもちゃを作るのは、県内の木製品の共同工業連合に委託して、卵のような木の玉長丸いおもちゃを千個するというのですが、卵のような長丸い物は、町内産の間伐材で十分つくれるのではないかというふうに思うところであります。そうすると町内業者で、技術的な簡単にできるとは思いますが、どこの材を使うかわからんですけれども、県内の業者でありますので県内産が使うと思うわけですが、ぜひともですね、佐川産の材を使って欲しいと思うわけであります。

町長の行政報告の中にもありましたけれども、おもちゃ美術館が訪れる館内、入館者は95%、3万8千人の中の95%は町外と。しかし、5%は町内ということになるわけですので、5%といいますと、2千人弱1,800人ぐらいが、佐川の町民が利用したということですので、町内産の木を作ってもらったら親しみも湧くし、木材振興ということにもぴったりに合致しやすいかというところで、このお考えはないのか、お尋ねをしたいと思います。

次に商工振興費の委託業務中の観光の、委託としての、不足したパンフレットとこういったものを観光協会に委託して作って配るということであります。

ただこのパンフレットが不足するように、もう今らんまん効果というのはすごいものでありまして、本当にあそこの駐車場にもすごい大型バスが来ています。あそこのらんまんて放送された金峰神社も、もうすごい観光スポットになっているようでして、ただあそこの裏参道は非常に危険ということで自治体の住民が指摘しております。事故が起こってからでは遅いので、あそこへ手すりをつけてもらいたいということですので、これは一般質問ではありませんので、住民の声をお伝えし、そして観光地に危険箇所があるということではいけないんじゃないかというふうに思いますので、その点、一般質問ではないので答弁はできないかもわかりませんが、お構いなければご答弁をいただきたいと思います。以上です。

税務課長（真辺美紀君）

はい。私の方からは、7万円の給付金のシステム改修費138万6千円について、6千について、高すぎはしないかということで、私も近隣の町村、高知県の町村にお聞きをいたしましたところ、佐川町が138万6千円ですが、四万十町の方が約160万円、仁淀川町が約

130 万円であるとお伺いをしておりますので、高くはなく適切な価格であると認識いたしております。以上でございます。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。木の玉プールの木の玉製作については、できるだけ町産材を使いたいという思いがございまして、同協同組合と見積書を徴収する段階で協議はしましたが、県内で木の玉が製作できる会社が 1 社だけということにして、今回は県産材でしか対応ができないということで、県産材の木の玉プールを入れるという形になります。

今後またそういった機会がありましたら、こういった方法で、こういった環境ができれば、町産材の材を利用することができるかは、また組合とも話はしていきたいと考えております。以上です。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。私の方からはその金峰神社の安全対策ということでお答えをさせていただきます。

これまでですね観光客が増えたこと、増えてきたことで佐川観光協会などから、困り事などの相談はありましたが、この件につきましてはちょっとお話を聞いてなくて、先日要望のようなお話は耳にしたところですので、再度ですね、観光協会、また上町のまち歩きガイドの方を担っていただいております、佐川くろがねの会の方とも十分お話をしていきながら、そこの対策についてどのようにするか考えていきたいと思っておりますので、すいません。もう少しお時間の方ください。以上です。

町民課長（山本壽史君）

私の方からは戸籍システム関係の委託料についてご説明いたします。

戸籍関連システムの改修につきましては、法務省が定めております、標準規格に基づき、各業者が業務を行っているものであります。本庁のみならず全国の地方自治体で行われているものであります。本庁と同じ富士フイルムシステムサービスのシステムを利用している近隣の自治体に聞いてみましたところ、差異はなく、委託先から提示されております価格については、適正なものであると判断しております。なお、契約締結の際にはですね、価格交渉を再度行い、少しでも安価な価格で契約できるように進めて参りたいと考えております。以上です。

議長（松浦隆起君）

他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 66 号、令和 5 年度佐川町一般会計補正予算（第 5 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 66 号は可決されました。

日程第 2、議案第 67 号、令和 5 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 67 号、令和 5 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 67 号は可決されました。

日程第 3、議案第 68 号、令和 5 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 68 号、令和 5 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 68 号は可決されました。

日程第 4、議案第 69 号、令和 5 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 69 号、令和 5 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 69 号は可決されました。

日程第 5、議案第 70 号、令和 5 年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第 2 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 70 号、令和 5 年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第 2 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 70 号は可決されました。

日程第 6、議案第 71 号、佐川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 71 号、佐川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 71 号は可決されました。

日程第 7、議案第 72 号、佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

5 番（橋元陽一君）

議案 72 号につきまして、人事院勧告に沿って一般職の期末勤勉手

当の定額って条例で定められたわけですけども、会計年度職員の皆さんについては、この人勤がどういうふうに反映していくのかいかなのか、質問したいと思います。

総務課長（片岡和子君）

おはようございます。私の方からお答えをさせていただきます。

会計年度任用職員さんの期末手当につきましては、佐川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例によりまして、ただいま議案の方を提出させていただいております、佐川町一般職の職員の給与に関する条例、こちらの方の規定を準用することとなっておりますので、今回一般職の期末手当の支給割合を100分の5引き上げる提案をさせていただいているところですが、これによりまして、条例の方が公布されますと、会計年度任用職員の期末手当の受給割合も同じ100分の5引き上げられるということとなります。以上でございます。

5番（橋元陽一君）

今、期末手当についての準用するということでありましたけども、会計年度職員の皆さんの勤勉手当は、支給されないのかどうか、そういう規定があるのかなのか教えてください

総務課長（片岡和子君）

はい。お答えをさせていただきます。

現在、現行の条例の方では、会計年度任用職員の勤勉手当の方は、支給はございません。ございませんけれども、令和5年、今年の5月に地方自治法の一部を改正する法律の方が公布されておりまして、6月の9日に総務省の方から、地方自治法の一部を改正する法律、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給関係の運用についてという通知が発出されておりまして、令和6年度から対象となる職員に、勤勉手当の方を適切に支給するべきものであるということが、この10月の20日で、20日付で通知をされているところでございますので、現在町におきまして、検討中でございます。

令和6年の3月定例会の方に、条例の改正案の方を提出させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

5番（橋元陽一君）

はい。ありがとうございます。ぜひ正職員の方々と以上にですね、会計年度職員の皆さん、町行政を支えてくださっているとと思います。

こうした勤務条件の改善については、できるだけ早くを実現する

ような手だてをしていただきたいということとあわせて、町の職員の皆さんの、県内のラスパイレス指数を見ましても、下から２番目ぐらいのところに位置付けられてるんじゃないかなというふうには捉えています。

会計年度職員さんだけではなくって、一般職員の皆様方についてもですね、根本的な給与のあり方については見直す時期に来てるんじゃないかなとは思いますが、そこら辺含めて、ぜひ担当の方で、あるいは町長含めてですね検討課題として受けとめていただきたいということを、発言いたしまして質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

議長（松浦隆起君）

他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 72 号、佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 72 号は可決されました。

日程第 8、議案第 73 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 73 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 73 号は可決されました。

日程第 9、議案第 74 号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 74 号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 74 号は可決されました。

日程第 10、議案第 75 号、佐川町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 75 号、佐川町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 75 号は可決されました。

日程第 11、議案第 76 号、佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 76 号、佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 76 号は可決されました。

日程第 12、議案第 77 号、佐川町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 77 号、佐川町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 77 号は可決されました。

日程第 13、議案第 78 号、佐川町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 78 号、佐川町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 78 号は可決されました。

日程第 14、議案第 79 号、佐川町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 79 号、佐川町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 79 号は可決されました。

日程第 10 号、議案第 80 号、佐川町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 80 号、佐川町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 80 号は可決されました。

日程第 16、議案第 81 号、佐川町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 81 号、佐川町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 81 号は可決されました。

日程第 17、議案第 82 号、工事請負契約の変更契約の締結について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 82 号、工事請負契約の変更契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 82 号は可決されました。

お諮りします。

ただいま町長から議案第 83 号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第 1 として議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

議案第 83 号を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに決定しました。

休憩します。

休憩 午前 9 時 45 分
再開 午前 9 時 46 分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第 1、議案第 83 号、令和 5 年度佐川町一般会計補正予算（第 6 号）について議題にします。

提案理由の説明を求めます。

町長（片岡雄司君）

それでは、追加議案についてご説明を申し上げます。

議案第 83 号、令和 5 年度佐川町一般会計補正予算（第 6 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 4,416 万 6 千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 92 億 537 万 9 千円とするものであります。議案の詳細につきましては担当課長から説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

総務課長（片岡和子君）

それでは、議案第 83 号、令和 5 年度佐川町一般会計補正予算（第 6 号）につきましてご説明をさせていただきます。

補正予算書のフォルダにございます、令和 5 年度佐川町一般会計補正予算書（第 6 号）の最後のページの 10、11 ページの方をご覧くださいと思います。最後のページになります。歳出の事項別明細書となっております。2 款、1 項、11 目、新型コロナウイルス対策費に補正額、4,416 万 6 千円を計上させていただいております。

今回の補正予算案は、令和 5 年 11 月 29 日に成立いたしました、国の補正予算を受けてのものとなっております、当町に配分の内示がございました、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の推奨事業メニュー実施のための補正予算となっております。

内閣府より早期の支援に向けて、年内の予算化の検討依頼もございましたところですが、繰り越しの可否について未定であったことにより、事業検討に時間を要しましたため、今回追加議案として提出をさせていただくものでございます。

当町におきましては、内示のございました 4,416 万 6 千円を活用して、物価高騰への対応、町民支援、町内商店の経済活動促進を目的といたしまして、商品券を発行させていただき、政府経済対策の

低所得世帯への給付金の対象とならない世帯に配布をさせていただきたいと考えているところでございます。

一番上の段の３節、職員手当等から１２節、委託料につきましては、この事業に必要な商品券の印刷費用や、配布のための郵送料、また、加盟店舗で使用しました商品券の換金受け付け委託料等の事務経費となっております。なお、商品券の配布につきましては、令和６年２月を予定しております。

続きまして、ページをお戻りいただきまして、８、９ページをご覧くださいと思います。歳入となります。

１４款、２項、８目、総務費国庫補助金、一節総務費補助金の４４１６万６千円が、先程ご説明をさせていただきました、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金となっております。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第８３号、令和５年度佐川町一般会計補正予算（第６号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第８３号は可決されました。

日程第１８、発議第３号、子供たちのために保育士配置基準の引き上げを求める意見書について、議題とします。

提案者の説明を求めます。

９番（坂本玲子君）

おはようございます。発議第３号の説明をさせていただきます。

子供たちのために保育士配置基準の引き上げを求める意見書を提

出していただきたいということです。

これは 2023 年 11 月 22 日付で、保育の公的保障の拡充を求める大運動実行委員会会長田中きよむ氏より議会議長宛に、子供のために保育士配置基準の引き上げを求める意見書の提出を国に求める陳情書が届きました。この陳情書に賛同する立場から 2 名の賛成議員を得たので、議員発議として提出いたしました。この理由を説明いたします。

保育所は子育て家庭を支える施設であり、幼い子供の発達を保障し、命を守るために不可欠な社会的資源となっております。保育所の機能拡充が進む一方で、職員の配置基準、職員の配置や施設基準の改善は進まず、国際的にも低い水準のまま放置され、職員の負担が増大しています。保育所での事故増大している状況などを踏まえれば、現在の配置基準は不十分です。子供の命と安全を守るためにも、保育士増員が急務となっております。

政府は、国が直面する最大の危機である少子化を反転させるとして、こども未来戦略方針を 2023 年 6 月 13 日に閣議決定しました。その中で、75 年ぶりの配置基準改善として、1、1 歳児の子供 6 人に対して、保育士 1 人の基準を 5 対 1 にする。2、4、5 歳の基準をこれも 30 人に対し保育士 1 人の基準を 25 対 1 に変え、改善することが盛り込まれました。こども未来線戦略方針で、保育関係者が求め続けてきた項目が盛り込まれたことは大きな前進と言えますが、確実に実施させるためには、国へのさらなる働きかけが必要です。

そこで議会より国に対して、子供のために保育士配置基準の引き上げを求める意見書を提出することを求めます。提案理由は以上です。よろしくお願いします。

議長（松浦隆起君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

2 番（岡林哲司君）

2 番議員の岡林哲司でございます。

私の先日の一般質問でも、担当課長にお伺いしたところでございますけれども、今の募集基準で保育士を募集しても、まず保育士が来てくれていなくて、子供を受け入れられていないという現状が実情であります。私としてもこの内容で 1 人が見れる人数を減らして、もう少し子供にケアが行き届くようにということには概ね賛成なの

ですけれども、これを配置基準の部分だけをですね、この議会で求めてこれが速やかに実施されたとしてですね、その財源が町に來ても、募集して保育士が集まらなければ、現場に混乱を招くことになると思います。ですので議会として出すのであれば、同時に配置基準に処遇の改善、給料とかをアップするようなことも同時に求めたものとして議会として提出するべきだと思うんですけれども、そのあたりは提出者の意見はどのようなものかお伺いします。

9 番（坂本玲子君）

現実的に今、保育士がいない。本当に雇いたくても雇えない状況があるのは重々承知をしております。

もちろん保育士の配置、処遇改善っていうのは、今までも求めてきましたし、これからも求める必要があると思いますが、国の基準をまず、子供の数に対する保育士の数っていうのが、本当に劣悪な条件で、子供の命の安全を守れない状況にありますので、まず、全部を一遍にやればもちろんいいんですけれども、この件に関しては進めたいということをお願いしたいと思います。

2 番（岡林哲司君）

はい。では、もしこの人数の配置基準だけがですね、そのまま進められて、例えば佐川町としては人を雇う予算は來たものの募集しても保育士が集まらなく基準に満たないので、子供が預かれなくて待機児童が増えるというような事態が起こった場合はどのように考えますか。

9 番（坂本玲子君）

佐川町ですね、保育士集まらない理由は、正職としてほとんど雇わないで、臨時職員とか会計年度職員として不安定な立場のまま雇っています。

本来ならば、正職をきちんと雇えば応募があるはずですので、町に対して、そういうことを要求しながら、より働きやすい職場づくりをしていくべきだと私は考えております。

2 番（岡林哲司君）

はい。ありがとうございます。

私の質問の中でもあったんですけれども、町として募集する保育士の方の待遇を改善するにあたってですね、私立の事業者の保育士の出している給与の基準があります。それを今、引き上げるということをするということが、この事業者との募集との関係ですね。

この部分が問題になって上げられないというような部分もあるというふうに伺っておりますので、この要望書を出すのであれば、同時に全体的な保育士に対する基本的な給与とかのアップを盛り込んだものに検討し直して、出すということが望ましいのではないかと思います。いかがでしょうか。

9 番（坂本玲子君）

お答えします。実は佐川町の保育所には、保育所では公立よりも条件がいいような、臨時の方の条件が良いというふうな保育所もございます。

私立に関して言えば、今かなり国から色んなプラスの補助金が出ておりますので、そういう意味では本当に配置基準も、配置基準だけではなくて、処遇改善っていうのは、佐川町の保育所、公立の保育所の中では正職が半分以下ぐらいになっています。

色んな私立の保育所では雇い方を改善をするとか、色んな工夫がなされていますが、公立の保育所では特にそれがなされないまま、何年か前に一度会計年度の職員の給料を上げましたが、それでも初任給よりは少ないというふうな程度にしか上げておりません。

やっぱりそういう処遇改善は町でできることですので、公立の場合は、それから本来必要な保育士の数はきちんと雇っていただく、正職で雇っていただくということは町に対しても要求をしていきたいと思えます。

議長（松浦隆起君）

他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発議第3号、子供たちのために保育士配置基準の引き上げを求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、発議第 3 号は可決されました。

日程第 19、議員派遣についてを議題とします。

議員派遣については、お手元に配付しましたとおり、派遣することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣は、お手元に配付のとおりと決定しました。

日程第 20、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題とします。

各委員長から会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に提出されましたすべての案件は終了しました。

町長挨拶をお願いします。

町長（片岡雄司君）

12 月定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶をさせていただきます。

本定例会におきまして、ご提案させていただきました報告 1 件、承認 1 件、同意案 1 件、追加議案 1 件を合わせての議案が 18 件につきまして、適切にご審議の上、全てご承認をいただきました。まことにありがとうございました。

これからも、住民目線で生活に密着した政策を大胆かつスピード感を持って取り組んで参りますので、議員の皆様におかれましても、ご指導ご協力をよろしくお願いをいたします。

また、一般質問におきまして、8 名の議員の皆様からご質問をいただき、これからの佐川町にとっての重要な課題についての内容や、ご提案など多岐にわたるご質問をいただき、私を含め、執行部はよ

り一層身の引き締まる思いであります。

今後も多く課題があろうかと思いますが、全職員で力を合わせて取り組んで参ります。

2024 年も引き続き、次世代へつなぐ一人一人が輝く明るく元気で温かいまちづくりを目指し、全職員と一緒に協力し、推進をして参ります。今後とも、議員の皆様にはご指導、ご鞭撻またご提案を賜りますよう、お願いを申し上げます。

今年もいよいよ残り少なくなって参りました。

終わりになりますが、めっきり寒さも厳しくなって参りました。議員の皆様におかれましては、くれぐれも健康にご留意され、引き続き町政発展のために、ご尽力賜りますようお願いを申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。2023 年誠にお世話になりました。そして、本定例会まことにありがとうございました。

議長（松浦隆起君）

本日の会議はこれもちまして終わります。

令和 5 年 12 月佐川町議会定例会を閉会します。

閉会 午前 10 時 06 分